

# 認定経営革新等支援機関の更新制導入について

中小企業庁 経営支援課

平成 30 年 5 月に成立した産業競争力強化法等の一部を改正する法律により、経営革新等支援機関に更新制等が導入されました。これに伴い、認定を受けてから 5 年の有効期間内に、更新手続きを完了させる必要がございます。ただし、第 1 号～第 26 号認定の方については、集中受付期間内に更新申請書類を、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局までご提出ください。更新の審査にあたっては、①税務、金融及び財務に関する専門的な知識、②中小企業等への支援に関する実務経験、③業務の継続的な実施に必要となる体制を有しているかどうかを改めて確認させていただきます。

## 1. 更新のスケジュール

### ①第 1 号～第 26 号認定の方

当該更新認定日に合わせ申請いただきたい方	集中受付期間	更新認定日（予定）
第 1 号（2012 年 11 月 5 日認定）から第 3 号（2013 年 2 月 1 日認定）にて認定を受けた方	2018 年 11 月 30 日まで	2019 年 3 月初旬
第 4 号（2013 年 3 月 21 日認定）から第 6 号（2013 年 6 月 5 日認定）にて認定を受けた方	2019 年 3 月 29 日まで	2019 年 7 月初旬
第 7 号（2013 年 7 月 10 日認定）及び第 8 号（2013 年 8 月 15 日認定）にて認定を受けた方	2019 年 7 月 31 日まで	2019 年 10 月中旬
第 9 号（2013 年 9 月 20 日認定）から第 11 号（2013 年 12 月 4 日）認定）にて認定を受けた方	2019 年 11 月 29 日まで	2020 年 2 月中旬
第 12 号（2014 年 1 月 17 日認定）から第 26 号（2015 年 7 月 2 日認定）にて認定を受けた方	2020 年 3 月 31 日まで	2020 年 7 月初旬

※平成 32 年 7 月 8 日までに更新の必要があります。更新事務が一時期に集中することを避けるため、特段の事情が無い限り上記の更新時期に認定の更新をしてください。

### ②第 27 号以降の認定の方

認定を受けてから 5 年の有効期間内に更新手続きを完了させる必要があります。認定から 5 年を過ぎる 2 ヶ月前を目途に更新申請書類の提出をお願いいたします。提出が遅れる場合は、有効期間内に更新手続きが完了しない場合もございますので、ご注意ください。

※ご自身の認定日（認定号数）については、中小企業庁 HP 等にてご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm>

## 2. 申請書類等に関するお問い合わせ先

更新申請の手続きや書類等については、主たる事務所の所在地を所管する各経済産業局のホームページをご確認ください。

### 北海道経済産業局 中小企業課（北海道）

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 電話:011-709-3140

<http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/keiei.htm>

### 東北経済産業局 経営支援課（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

〒980-4806 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 電話:022-221-4806

[http://www.tohoku.meti.go.jp/s\\_cyusyo/kyokashien.html](http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/kyokashien.html)

### 関東経済産業局 中小企業課 （茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡）

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 電話:048-600-0296

[http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/keieikakushin\\_koshin\\_shinsei.html](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/keieikakushin_koshin_shinsei.html)

### 中部経済産業局 中小企業課（愛知、岐阜、三重、富山、石川）

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 電話:052-951-2748

<http://www.chubu.meti.go.jp/c73chuki-kyoukahou/index.html>

### 近畿経済産業局 創業・経営支援課（福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 電話:06-6966-6063

<http://www.kansai.meti.go.jp/ninteishienkikan.html>

### 中国経済産業局 中小企業課（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 電話:082-224-5661

<http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/pl.html#keieikyoka>

### 四国経済産業局 中小企業課（徳島、香川、愛媛、高知）

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階 電話:087-883-6423

[http://www.shikoku.meti.go.jp/soshiki/skh\\_b5/9\\_info/shienkikan\\_nintei/index.html](http://www.shikoku.meti.go.jp/soshiki/skh_b5/9_info/shienkikan_nintei/index.html)

### 九州経済産業局 中小企業課（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 電話:092-482-5449

<http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/chusho/keieiryokukyoukahou.html>

### 内閣府沖縄総合事務局 中小企業課（沖縄）

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話:098-866-1755

<http://www.ogb.go.jp/keisan/tyusyou/8763>

参考) 産業競争力強化法改正の概要

<http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/seisanseisochihoukyoukahou/index.html>